

# 総合研究・教育と法

教育と法  
研究会

## 第89回 PTAへの入会意思と個々の保護者の活動との関係

星野 豊（筑波大学准教授）

現在の各学校におけるPTAについては、そ

の組織や活動について規制する法律等が特にな

く、理論的な位置づけも曖昧なまま現実の活動

### 1 事案の概要

えてみることとしたい。

が行われていることが少なくないため、PTAの活動や組織に対し明確な異議が述べられた場合には、法律上の紛争に発展しやすい傾向がある。本稿では、公立小学校のPTAに対する保護者の入会意思の有無が争われた、熊本地裁平成28年2月25日判決・平成26年（ワ）992号事件を取り上げ、PTAの活動の法律上の性格と保護者の活動との関係について、改めて考

原告Xは、平成21年8月頃、養育する子AおよびBと共に、本件公立Y小学校校区に転居し、AらはY小学校に転入した。被告Y小学校PTA（以下、「Y小PTA」という）は、Y小学校に通う児童の保護者とY小学校の教職員とにより構成され、児童の福祉と会員の教養とを高めることを目的とする団体である。

Aらは、転入直後、転入手続に関する他の書類と共に、「Y小PTAの発行に係る、「私たちのY小PTA」と題する冊子（以下、「本件冊子」という）を持ち帰った。本件冊子には、Y小学校に関する一般的な説明のほか、Y小PTAに掲載された「Y小学校の児童の保護者および教職員が構成員となる資格を有すること、Y小PTAが任意団体であること、Y小PTAとしては構成員となる資格を有する者全員に加入を働きかけていること、本件冊子の配布をもつて入会の了承をしていただくこととしていること、児童の卒業、転出等により退会となること、等が記載されていた。

Xは、AらがY小学校に転入して以降、平成23年3月頃までの間、Y小PTAが学校を介して児童らに配布した「PTA会費納入袋」との文字が印刷されている封筒に、PTA会費と同額の金員を入れ、Y小PTAに対して計9750円を支払った。また、Xは、平成23年度から25年度にかけて、計5回程、保護者により行われる防犯パトロールに参加した。

AがY小学校を卒業してC中学校に入学した平成23年4月、Xは、C中学校にはPTA会費の減免制度があることを知り、Y小PTAに対して会費の減免を申し入れたところ、前例がないため時間がかかるとの回答を得た。その後、翌平成24年2月、XはY小PTAに対し、「PTA退会のお願い」と題する書面を差し入れ、平成23年4月以降についての会費の支払を行つておらず、代わりに、月額150円をカンパの名目でY小PTAに支払うようになつた。

これに対してもY小PTA会長は、平成24年3月末頃、Xに対して「PTA会費納入のお願い」と題する書面を交付し、同書面中で、XがY小PTAの会則の掲載された本件冊子を受領した以上、児童がY小学校に在籍している限りPTAは退会できないため、会費を納入してほしい旨を述べたが、約2年後の平成26年2月半ばの書面により、Y小PTAが入退会自由の団体であることを認め、児童が在籍している限りPTAを退会できないとした部分を撤回して謝罪した。

本件は、以上の事実関係の下で、XがY小P

TAに対し、XがY小PTAに入会した事実がないにもかかわらず、Y小PTAが会費を納入させたことが不法行為に当たる等と主張して、支払済の金員9750円のほか、感謝料約19万円、計約20万円の損害賠償の支払を求めた事案である。

## 2 裁判所の判断

### 請求棄却

「上記の経緯からすると、XはA及びBがY

小に転入した当初、PTAが入退会自由の団体であることを認識しておらず、したがって、PTAには必ず入会しなければならない、あるいは、子どもが小学校に在籍することにより当然に会員となつているものと認識して会費を納入していたと認めるのが相当であり、遅くともY小に転入後、最初に会費を納入した時点において、XはY小PTAの会員となり、また、X自身も自らが会員であるとの認識を有していたといふべきである。」

TAに対し、XがY小PTAに入会した事実がないにもかかわらず、Y小PTAが会費を納入の流れからすると、Y小PTAが主張するとおり本件冊子の交付をもつて入会の申込みと捉えることができるかはさておくとしても、会員ではないのに会費を納入する必要性も合理性も見出しがたいことに鑑みれば、遅くともXが会費納入袋を使用して会費を納入し、Y小PTAがこれを受領した時点において、XとY小PTAとの間で入会についての默示的な申込みと承諾の合致があつたものと認められる。」

「Y小PTAの会費納入袋には『PTA会費納入袋』と明記されており、PTAという団体の会費であることは明白であつて、Xの上記供述は、要するにPTAが当然入会しなければならない団体であり、会費は必ず支払わなければならぬと誤信していたということを表してい

るに過ぎないと認めるのが相当である。そして、仮にXが上記のように誤信していたとしても、Xが会員となつていなかつたということにはならない

また「XがY小PTAに提出した退会申入れの書面……には本来Xは会員ではないという趣

旨の記載はまったく見当たらず、かえって、「個人的な経済的な理由でこちらの待ち時間切れとなりましたのでPTAは脱会させて頂きます。私はとつて年額4550円の支払いはきびしいだけで無く、行われている活動も何の役に立っているのかよくわかりません。」という、会員であることを前提とした表現しかなされていない

「以上によれば、XはY小PTAに入会して

いたと認めるのが相当である」から、Xの主張するY小PTAによる不法行為は、XがY小PTAの会員でなかつたとの前提を欠くものであり、また、Xが支払った会費がY小PTAの不当利得となるものでもない。

### 3 問題点の検討

本件は、公立小学校PTAに対して保護者が提起した訴訟であり、Xの主張した「PTAによる強制加入」の問題に加えて、裁判所がPTAの法的地位についてどのような判断を下すかが、関係者から注目されていた事案であった。

しかしながら、前記のとおり裁判所は、本件に

おけるXのY小PTAに対する「PTA会費納入袋」を使用したPTA会費相当額の金員を支

払っていたこと、Xが防犯パトロールに参加していたこと、および、XがY小PTAに対して「退会」の申入れをしたこと等の事実から、Xの主張の前提としての「XがY小PTA会員でなかつた」との事実がない、と判断し、Xの請求を棄却したものである。

訴訟の中でどのような前提事実を基にどのような請求を行うかは、基本的に原告の自由な判断に委ねられる事項であり、また、民事訴訟の制度趣旨は、両当事者間で争いのある事実を証拠に基づいて認定し、原告の請求が法律上の正当性を有するか否かを判断することにあるか

ら、裁判所の認定した事実とXの主張した前提事実とが異なるものとされた以上、本判決がPTAの法的地位に関する一般論に全く踏み込まなかつたことは、少なくとも違法というわけではない。

実際、本件の事実関係からすれば、Xが、退会に際してY小PTAから不当な取り扱いを受

けた、と主張して慰謝料を請求していた場合には、裁判所の判断が本判決と完全に同一とはならなかつた可能性があるようと思われる。

他方、本件を離れて一般論としてPTAと個々の保護者の活動との関係について考えてみると

「退会」の申入れをしたこと等の事実から、Xの主張の前提としての「XがY小PTA会員でなかつた」との事実がない、と判断し、Xの請求を棄却したものである。

訴訟の中でどのような前提事実を基にどのような請求を行うかは、自治会からの脱会は個々の居住者の判断により自由に行うことができる制度趣旨は、両当事者間で争いのある事実を証明する自治会の居住者による脱会の可否が争われた最高裁平成17年4月26日判決・平成16年(受)1742号事件では、自治会からの脱会は個々の居住者の判断により自由に行うことができる

が、県営住宅の賃貸借契約上、居住者は賃貸人である県との間で、自治会に共益費の管理を委ねる旨合意していたとされ、共益費の継続的な支払いが命ぜられている。

この最高裁判例からすると、個々の保護者がPTAから脱退すること自体は自由であつても、PTA会費相当額の支払をなお継続する必要がある、とされる可能性もないわけではないが、県営住宅自治会の場合と異なり、公立の中学校における在学関係については、児童生徒の在籍に関する「契約関係」が学校と保護者と

の間にあるわけではないから、PTAの活動に対する個々の保護者との関係については、なお考察を重ねる必要がある。

この点に関して近時主張されることが多い見解としては、PTAについてはこれを規律する法律等がない以上、民法上の任意団体としての要件を充たすべきであり、保護者の入会については明示の意思表示を必要とすべく、児童生徒の在籍等とPTAとの入会を連動させることは「違法」である、というものがある。しかしながら、個々の保護者の活動意識を高めるために、PTAの入会に際して明示の意思表示を求めることが望ましいと言うことはできても、特に規制する法律等がない以上、PTAの入会については、会費の支払い、役職の引き受け、意思決定機関としての総会等への参加、PTA活動への積極的参加なし他の構成員との意見交換、等々の事実からでも、いわゆる「默示の意思表示」を認定できるはずであり、明示の意思表示をPTAが入会に際して求めなかつたことをもって「違法PTA」と非難することは、法解釈として適切ではなく、学校教育上の議論として

も、生産的とは言い難い。

本来、PTAの活動は、個々の保護者が自己の養育する児童生徒のみならず、保護者一般としての立場から、当該学校に在籍する児童生徒全般に対して、いわゆる「大人」からの配慮や支援を行うことを目的とした、公共的ないし社会的な活動として位置づけられるべきものである。

これに対して、近時盛んに行われている議論のように、「完全な任意団体」としての性格を強調すると、当該団体としての活動は、構成員およりその養育する児童生徒のみを受益者とするものとならざるを得ないが、PTAをこのようない以上、「PTAの活動」として行われるものであっても、児童生徒の心身の安全を保護するための活動（防犯パトロールなど）や、学校教育を保護者としての立場から支援するための活動（式典時における児童生徒に対する記念品の贈答など）については、PTAに参加しない者やその養育する子を、当該保護者がPTAに参加していないことの一事をもって、直ちに排除することはできない、との考え方が導かれることがある。したがって、むしろ、憲法26条に規定された、年6月現在、福岡高裁に係属中である（福岡高

も、生産的とは言い難い。  
具体的な内容として、保護者が任意に団体を構成して相互の協力により児童生徒の成長に貢献するための活動を行うもの、と考える方が、理論的な観点のみならず、現実の学校教育に対する有益性としても、望ましいものと思われる。  
なお、この観点に基づくならば、PTAに入会しているか否かによって、学校に在籍する児童生徒の保護者としての地位が変動することは、

そのような私的目的を有する団体が、なぜ児童生徒全体の成長を目的として教育活動を行うべき学校内において活動を許容されるのか不明となってしまうため、この点でも法律論および学校教育上の議論として適切さを欠くこととなる。今後検討の必要があるものと思われる。

本件は、Xによつて控訴されており、平成28子らに教育を受けさせる保護者としての義務の

したがつて、むしろ、憲法26条に規定された、年6月現在、福岡高裁に係属中である（福岡高